

保守点検業務委託契約書

印
紙

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。) との間に次の委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲の所有する次に掲げる医療器械（以下「当該器械」という。）が正常、適正に機能するよう次の保守点検整備業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 器械の名称

X線影装置

(2) 点検の対象となる器械の構成及び数量

X線影装置 1式

(3) 業務内容

別紙仕様書に基づくものとする。

(保守契約期間)

第2条 契約の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお、契約締結日から令和3年3月31日までは無償保証期間とする。

(業務計画表)

第3条 乙は、点検実施年度の前までに別紙「保守点検実施計画書」を甲に提出し、承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(申出義務)

第4条 乙は、この契約の締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情の生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(点検業務結果の報告)

第5条 乙は、委託業務を実施したときは、速やかに作業報告書を作成し、器械の使用担当者に提出し確認を受けなければならない。

(委託料及び支払方法)

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として
金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）を、別紙「支払計画表」に基づき各年度に支払うものとする。

- 2 乙は、半期ごとに請求書により請求をし、甲は、請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。請求に際して、乙は、前条の規定により使用担当者の確認を受けた作業報告書の写しを同時に提出しなければならない。
- 3 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算する。

(機密の保持及び個人情報の保護)

第 7 条 乙は、委託業務の実施中に知り得た甲の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償責任)

第 8 条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第 10 条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

第 9 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

- 2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。
- 3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を実施しないとき、又は実施する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人が、委託業務を履行する能力を失ったと甲が認めるとき。
- (4) 甲が、当該器械を更新等により廃棄したとき。
- (5) 契約日以降において、甲の歳出予算において、この契約金額について減額又は削減があったとき。
- (6) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者。

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

(契約の変更)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更することができる。

(合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第13条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年6月 日

静岡市葵区北安東4丁目27番1号

(甲) 地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立総合病院

院長 田中一成

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

X 線撮影装置保守点検業務委託仕様書

X 線撮影装置保守点検業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

第1 契約書第1条に定める委託業務のうち、定期点検に係る事項

- (1) 実施回数（事前に、保守点検実施計画書を提出すること。）
年1回以上
- (2) 点検整備項目
対象の器械が正常、適正に機能するために必要な項目とする。
- (3) 実施における注意事項
 - ア 実施日時については、前もって当該器械の使用担当者と協議の上、原則は非稼働日に行うものとする。
 - イ 実施に当たっては、委託者の業務に支障のないように注意しなければならない。
- (4) 点検に係る費用
点検に必要な消耗品等の材料費は、委託料に含まれるものとする。

第2 契約書第1条に定める委託業務のうち、オンコール修理等に係る事項

- (1) 技術員の優先的派遣等
委託期間内において当該器械に故障又は損傷が生じ、委託者が修理を依頼したときは、優先的に技術員を派遣し、速やかに必要な修理を行わなければならない。
- (2) 修理費用
前号の修理に要した費用は、委託料に含まれないものとする。ただし、派遣費用及び定期点検に必要な消耗品等の材料費は、委託料に含むものとする。

保守点検実施計画書

- 1 委託業務名 X線撮影装置保守点検業務委託
- 2 委託期間 令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで
(契約締結日から令和3年3月31日までは無償保証期間)

3 点検実施計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
X線撮影装置	月	月	月	月	月

上記のとおり実施したく計画書を提出します。

令和 年 月 日

静岡県立総合病院 院長 様

住所

氏名



支払計画表

支払年度	支払金額	備考
令和3年度		税抜
令和4年度		税抜
令和5年度		税抜
令和6年度		税抜
令和7年度		税抜
合計		税抜